

平成 2 9 第 3 回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成 2 9 年 9 月 6 日 開会

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成29年第3回奈井江町議会定例会

平成29年9月6日（水曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第1号 補助団体監査結果報告
- 第 7 報告第2号 平成29年度に公表する健全化判断比率について
- 第 8 報告第3号 平成29年度に公表する資金不足比率について
- 第 9 報告第4号 平成29年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第10 議案第1号平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第2号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第12 議案第8号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計未処理欠損金の処理について
 - 認定第1号 平成28年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第2号 平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第3号 平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第4号 平成28年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第5号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第6号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第7号 平成28年度奈井江町老人総合福祉施設会計歳入歳出決算の認定について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北 良 治
副 町	長	相 沢 公
教 育	長	萬 博 文
まちづくり	参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい	参事	小 澤 敏 博
会 計 管 理 者		小 澤 克 則
くらしと財務	課長	馬 場 和 浩
まちなみ	課長	大 津 一 由
おもいやり	課長	松 本 正 志
ふるさと商工	課長	横 山 誠
ふるさと創生	課長	石 塚 俊 也
ふるさと農政	課長	辻 脇 泰 弘
教育委員会	事務局長	山 崎 静
町立病院	事務長	杉 野 和 博
代表監査	委員	中 野 浩 二
農業委員会	会長	千 徳 信 行

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美 妃 代

開会前（農業委員会会長の紹介）

●議長

開会前ではありますが、先般の農業委員会の改選にあたりまして、この度、新たに千徳信行氏が農業委員会の会長になりましたので、本日の定例会から出席をお願いしたところ、快く受け入れて頂きましたので、出席されていますことを皆さんにご報告申し上げたいと思います。

開会・挨拶

(1 0 時 0 0 分)

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員 9 名で、定足数に達していますので、平成 2 9 年奈井江町議会第 3 回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、6 番森岡議員、7 番笹木議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

●議長

日程第 2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から 1 3 日までの 8 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

6月20日から、本日までに、議会運営委員会は1回開催されております。

報告致します。

委員会開催日平成29年8月31日、調査事項は第3回定例会に関する議会運営についてであります。

調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤意見案の取扱いについて、⑥会議案等についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 3番

おはようございます。

それでは、第2回定例会におき、付託された調査事項についての調査が終了しておりますので、ご報告申し上げます。

委員会開催日7月12日、調査事項、調査第1号「道路・橋梁の維持管理について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料につきましては、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町が管理する道路・橋梁の維持管理では、法令点検による状況把握や橋梁長寿命化修繕計画、道路パトロールなど総体的に判断し、適切な維持管理、修繕等が実施されているところである。

今後も、計画的な維持管理、パトロールの強化などにより、安全な交通機能の維持に努めていただきたい。

町の路面清掃では、作業や区間が限定的となることから、道路機能の維持、美化が図られるよう、地域との協力などについて検討願いたい。

委員会開催日7月21日、調査事項、調査第2号「地域交流センターの管理運営について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、地域交流センターの利用者は、平成28年度7万4千人となり、大規模改修工事の影響も受け、自主事業施設利用者を含めても、利用者が減少傾向にある。

施設の利用、維持管理において、指定管理者と十分な協議、連携のもと、道の駅として機能が発揮され、にぎわいのある施設として適切な管理運営に努めていただきたい。

本年度は指定管理期間満了を迎え、これまでの指定管理業務に対する評価・検証等を十分に分析しながら、地域交流センターの活性化に向け、指定管理の募集や施設運営がなされるよう要望する。

委員会開催日8月17日、調査事項、調査第3号「移住・定住事業について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、移住・定住事業は、第6期まちづくり計画、創生総合戦略の重要施策として3年目を迎え、積極的な情報発信や支援策の推進により、その成果が着実に表れていることを評価するものである。

今後とも、町内外から求められる施策の展開を図るため、地元企業の意見聴取などや様々な機会を通じたニーズの把握や情報収集、情報発信等に努めていただきたい。

また、幅広い施策の展開に向けた必要な見直しや研究、子育て支援等との連動など、一層の支援策の拡充に引き続き努力願いたい。

委員会開催日 8月17日、調査事項、調査第4号「町税の賦課徴収状況と財政状況について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、税の徴収において収入未済額の減少とともに、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価する。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも、今後とも徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、町税、普通交付税の増加が見込めない中、経常収支比率が高い水準にあり、基金の確保にも十分留意され、今後とも健全財政の堅持に努力願いたい。

また、来年度より、国民健康保険制度が大きく変わるが、北海道の算定等を受け、公平、適切な保険料率の設定、運営に取り組んでいただきたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時07分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日 6月22日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、議会だより第8号誌面構成について。

委員会開催日 6月30日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、議会だより第8号の校正について。

委員会開催日 7月14日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、議会だより第8号の校正について。

委員会開催日 7月21日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、議会だより第8号の校正について、2点目として、北海道町村議会議長会広報研修会について。

以上4回の協議をもとに、議会だより第8号を8月1日に発行致しましたことを合わせて報告致します。

●議長

以上で、報告を終了します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時09分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時09分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第3回定例会大変ご苦労さまでございます。

平成29年第2回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げるところでございますが、まず、はじめに、書面に記載はありませんが、北朝鮮によるミサイルの発射に係る対応について、ご説明致します。

8月29日5時58分頃、北海道に向けてミサイルが発射されたことが確認され、6時2分にJアラートの起動による情報が、国から伝達されました。

町と致しましては、直ちに、消防支署へのサイレンの吹鳴の要請・実施、農家FAXや広報車による住民周知を行ったほか、病院、介護施設等の安全確認を実施致しました。

幸いに致しまして、当町における被害は確認されておりませんが、今後においても、非常事態に適切な対応が図られるよう、態勢を整備して参りたいと思うところでございます。

それでは、改めて書面により、行政報告を行いたいと存じます。

まず、まちづくり課では、7月7日、北海道知事及び議会等に対しまして、加えて7月26日から27日には、道内選出国會議員、各省庁等に対し、空知地方総合開発期成会と致しまして、平成30年度予算に向けた要請活動を行って参りました。

地方財政の充実強化、地域医療の確保、各種農業政策の充実、更には、鉄道ネットワークの確立等、空知地方の広域的・管内的課題について、強く要請を行ってきたところでございます。

次に、ふるさと農政課関係におきましては、今年の米の作況状況については、8月15日現在の作柄として、北空知におきましては、「平年並み」となる見込みが、北海道農政事務所から発表されました。

9月4日には、町内16のほ場において農業委員会とともに、作況確認調査を行いました。

実施した3品種の生育状況につきましては、登熟も順調でございまして、不稔の状況や病害虫の影響も少なく、町内全域でバラつきのない作況と報告を受けているところでございます。

今後の収穫作業が順調に進み、良品質米による豊作を期待するところでございます。

次に、ふるさと商工課関係におきましては、8月19日・20日にないえ産業まつりが開催されました。

今年は、両日とも好天に恵まれまして、町内各種団体、企業、子ども会議など、多くの町民の皆様方のご参加を頂く中で、町内外から延べ2800人のご来場を頂き、盛会にうちに開催されました。

ご協力を頂きました、町内関係団体の皆様方に、深く感謝を申し上げますところでございます。

最後になりますが、健康ふれあい課の関係では、記載はありませんが、これからの高齢社会に向けて、在宅や施設などの介護サービスとともに、生活支援や住まいを含めて、一体的に高齢者の生活を支えていく地域包括ケアシステムの推進が、全国的にも喫緊の課題となっております。

本町と致しましても、新たなトータル・サポートシステムを構築するため、10月に向けて、健康ふれあい課の中に地域包括ケア推進室の設置について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時14分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第3回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、お手元にごございます教育行政報告から3点について、ご報告を申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、7月25日の奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議についてでございます。

本年度におきましても、各委員より賜りました、昨年度の教育事務事業に対する評価と意見・要望等を報告書にまとめまして、本定例会に提出をさせて頂いているところでございます。

今後とも、委員各位のご意見等を踏まえまして、各事務事業の推進に努力して参りたいと考えているところでございます。

次に2点目でございますが、8月9日の奈井江町救済委員会についてでございます。

会議では、小学校・中学校で定期的を実施しております、いじめアンケート調査の結果と、その対応状況について、ご報告申し上げ、委員各位より忌憚のないご意見等を賜ったところでございます。

委員各位のご意見を踏まえ、今後とも、いじめ防止に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に3点目と致しまして、教育行政報告には記載はしておりませんが、本年4月18日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に行われました全国学力・学習状況調査の調査結果が、8月28日、文部科学省より公表されたところでございます。

本年度の学力テストでは、小学校においては、全国平均に届かなかったものの、国語基礎を除く、国語応用、算数基礎・応用とも、全道平均を上回る結果となりました。

また、中学校では、昨年度の合計平均は上回ったものの、国語・数学とも全国平均・全道平均に届かなかったというところでございます。

今後、各学校とも、学力テストと合わせまして実施をしております、学習状況調査も含めまして、分析・検証を行い、基礎学力の定着に向けまして、取り組んで参りたいというように考えているところでございます。

なお、詳細な調査結果につきましては、各学校の学校だより、教育委員会におきましても、広報ないえで、今後、お知らせをする予定となっているところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 5番三浦議員の質問・答弁)

(10時17分)

●議長

5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

改めまして、おはようございます。

本日は、学校給食の無償化について、町長に質問致します。

昨年、12月19日付けの朝日新聞が「公立小中学校の給食を無償で提供する自治体が少なくとも55市町村あり、少しずつ広がっている」という記事を掲載して以降、学校給食の無償化について、マスコミで取り上げられる機会が増えてきました。

55市町村のうち、道内関係は三笠市、木古内町、美瑛町、小清水町、幕別町、上ノ国町、足寄町、浦幌町の7市町で、三笠市については小学校のみ実施ということでした。

この新聞掲載以降、浦臼町が無償化に踏み切ったり、奈井江町も今年度からは、第3子以降の無償化に踏み切ったりと、全国で一部補助や無償化を表明した自治体が増えています。

朝日新聞の記事では、こうした無償化等の増加は、家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策、子育て世代の定住対策があるようだと指摘しています。

近年、「子どもの貧困」が深刻になっているという福祉や教育現場方々の声、また、研究者の実態調査から深刻な状況が報告され、学校給食が食のセーフティーネットになっていることが明らかになっています。

また、「学校給食は教育の一環であり、教育無償化の対象である」という法律の専門家からの意見が表明される一方、「学校給食の食材費くらい保護者が払うのは当然」という意見が多いことも事実です。

奈井江町が、妊娠出産を経て、子育てを行う十数年に渡るライフサイクルを支援するために、妊婦の一般健診や、小中高生のすこやか健診、高校生までの医療費無料化、認定こども園の保育料の軽減や、第3子以降の保育料の無料化、また、平成28年度からは、不妊治療費の負担軽減、おたふくかぜやロタウイルス予防ワクチンの接種助成、学童保育利用料の第3子以降の無料化に取り組み、更に、本年度から、4歳以下の第2子を対象に保育料の軽減処置を10%から20%に拡充したことや、小中学校における第3子以降の給食費無料化にも取り組むなど、子供の貧困化対策の視点をもちながら、子

育てしやすい環境作りの取り組みを行ってきたことに敬意を表するものです。

定住促進のためのあれこれの施策に対して、一部では管内の市町村で、子育て世代を取り合っているという批判もありますが、現状の経済状況の中では、子育て世代の非正規雇用化が進み、結婚しない人、子供を産まない人が増えている中で、安心して子育てできる町づくりは、定住対策の大事な柱だと思います。

奈井江町は、給食費の未納がないという状態が続いております。

町内会ごとに、PTA役員が毎月集めて回ったという、経過があり、何はともかく給食費は納めるという習慣が根付いているのかもしれませんが、未納が一人もいないから経済的に余裕があるということではないと思います。

そこで、今年度から第3子以降の小中学生について給食費を無償化にしましたが、対象者は何名で、町の負担はいくらになる見通しかお尋ねします。

また、今後、全面的に無償化するとしたら、生活保護や就学援助受給者などの、現在補助をしている家庭を除くと、町の新たな負担増は年間どれくらいになるのか、お尋ねします。

更に、山形県の寒河江市では、2020年度に向けて、市内の小学校10校2,168人の完全無償化を目指して、2017年度から段階的に減らす方針を打ち出し、今年度は、給食費の半額助成と第3子以降の無償化を実施するため、関連予算7,000万円を計上し、事業費用の一部は、ふるさと納税による寄付金で賄うという報道もありました。

国からの交付金が毎年のように減額され、町財政が厳しいことは承知しておりますが、安心して子育てできる町として、若い定住者を迎えるためにも、今後、第2子までの拡充や半額補助など、補助を広げるなどの展望について、町長の方針をお聞かせ下さい。

最後に、本年4月に、文部科学省が、給食費の補助制度を設けている自治体が増え、無償化に踏み切る事例も出てきている実情を踏まえて、実施自治体の制度の仕組みや効果、子供たちへの影響を調査・分析すると表明しました。

このような情勢だからこそ、自治体の負担軽減のため、国や道への補助を要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、学校給食無償化について、4点質問致します

●議長

(10時25分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

給食費の無料化についてということで、三浦議員からのご質問でございますが、1つとしましては、今年度からの第3子以降、給食費無料化の対象人数と負担額について。

2つ目としては、全面的に無料化することとした場合は、町の負担額はどれくらいになるか。

3つ目と致しましては、今後、第2子までの拡充や半額補助などの補助を広げる展望はあるのかどうか。

4番目と致しましては、自治体の負担軽減のため、国や道への補助を要請すべきではないかという点でございますが、1点目の今年度からの第3子以降給食費無料化の対象人数と負担額でございますが、現在、全児童生徒数が、小学生206名おりまして、中学生125名のうち、準要保護につきましては、小学生33名、中学生25名で年間295万円の負担額となっております。

第3子以降につきましては、小学生12名、中学生8名で、町の負担額については101万1千円と見込んでおります。

2点目の全面的に無料化とした場合の負担額でございますが、現在の状況で試算致しますと、先ほど申し上げた準要保護世帯の58名、295万円に加え、小学生166名、中学生95名で、毎年1,310万円の負担となることとなります。

3点目の、今後の補助拡充の展望でございますが、子育て世代への支援につきましては、以前から申し上げておりますが、定住対策、少子化対策として大変重要な課題と認識しているところでございます。

給食費につきましては、給食組合内の町と均衡を図る上でも、無料化は進めるべきであると考えておりまして、これは3月議会でも申し上げた通りでございます、先般の3月定例会でも申し上げたとおり、更に子育て世帯に対して、支援の充実を図るため、段階的に拡充したいと考えております。

来年度につきましては、現在の第3子以降から第2子以降に拡大致しまして、実施して参りたいと考えております。

第2子、第3子を合わせますと、年間660万円の負担と見込んでいるところでございます。

4点目の、国や道への補助を要請すべきではないかということにつきましては、少子化対策の拡充と、定住対策という点からも、他の自治体の傾向を踏まえながら、町村会等を通じまして、要請していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時29分)

5番三浦議員。

●5番

次年度以降、第3子以降についても無償化になるということで、大変喜ばしいことだなというふうに思っております。

今回、この質問をするために、インターネットで、あちこちで実施しているところ、または、これから実施するところの様子をいつか見たんですけれども、やはり、生徒数が多いところについては、とてもではないけれども、予算が捻出できないということで、苦慮しているということが、よく分かりました。

広報ないえの5月号に、学校給食が届くまでという特集がありました。

奈井江町では、昭和初期から、欠食児童の救済のため、給食を実施した経過があったりだとか、戦後も昭和36年頃からPTAの親たちの手で、おかずだけの給食を始めたことなどを知り、子供に栄養があって美味しいものを食べさせたいという思いは、今も昔も変わらないということを感じました。

給食センターの栄養士さんがその特集の中で、おっしゃってますが、学校給食はただのお昼ご飯ではなく、食べ物のことや食事のマナーなどを学ぶ場でもあります。と書いておられました。

今後ものこの大事な学校給食を見守っていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(10時31分)

(2. 6番森岡議員の質問・答弁)

(10時32分)

●議長

6番森岡議員。

(6番 登壇)

●6番

それでは、通告にしたがいまして、大綱2件、町長に質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、平成29年3月、今年の3月でありますけれども、改定されました奈井江町立国民健康保険病院の新改革プランについてであります。

町立国保病院の新改革プランにつきましては、平成32年度までの計画を28年度中に策定するというところで、これは第1回定例会3月におきましても、計画の概要は町長より伺っております。

主には、地域における病院の役割を明確にする、更には、経営の効率化、将来的な経常黒字化を目指す計画になるとのことでありました。

今回の新改革プランにおきましては、計画自体は平成32年度までであります。概要という資料の中で、町立国保病院として、平成36年度での以降、経常黒字化を目指し、経営改善を進めていくとされ、目標に向けての具体的な取り組み事項が示されております。

既に、新改革プランに沿って進められている事項も多くあると思われ、今後も計画通りの成果を大いに期待するものであります。

そこで、今回改定されました、奈井江町立国民健康保険病院・新改革プランにつきまして、3点について質問をさせていただきます。

1点目は、病床転換による影響についてということであります。

病床の転換につきましては、新改革プランにおいて、病床数の適正化と病棟種別の見直しという項目の中で、平成30年、これは来年より病棟種別を医療療養病床のみに変更するとされております。

町立病院の病床につきましては、地方創生における奈井江町総合戦略に基づき、病床数を46床削減の上、昨年12月に3階をサービス付高齢者向け住宅として開設をし、現在は、一般病床18床、それから医療療養病床32床、50床で運営されておりますが、平成30年度よりは、50床全てを医療療養病床とする計画であります。

一般病床が無くなるということについては、患者さんはもとより、町民にとりましても、自分にとってもある意味そうですが、今までとどう変わるんだろうということについて、なかなか理解を深めるということは難しいと思われまして、今後の病院利用について、心配されている方もいるのではないかなと思います。

例えば、一般的な入院というのは出来なくなるのではないかなとか、空いているベッド数の状況によっては入院に制限がされるのかなとか等、不安の声も聞かれております。

そこで、現在の一般病床18床を含め、50床全てを医療療養病床とすることにより、患者さんの利用や、町内開業医との病診連携、更には救急医療体制、更に病院経営について、このことがどのような影響があるのかまず伺いたしたいと思います。

2点目は、収益・費用推計における経営への影響ということについてであります。

去る6月2日に実施されました、まちづくり常任委員会における町立病院の管理運営に対する所管事務調査の折に、新病院改革プランの概要という資料の中で、平成39年度までの病院事業会計における収益・費用推計ということが示されました。

収支計画については、先ほども申し上げました、目標とする平成36年度よりの経常黒字化ということになっており、概要につきましては、委員会の中でも若干説明があったところでありますが、その計画の中で、平成31年から33年、3年間に渡って繰越実質収支の部分がマイナスとなる計画で作られております。

現在も、経営改善のために、費用の削減等に努力を頂いている最中であり、今後も、目標に向かって最善を尽くしていかなければならないと思っております。

そこで、計画上ではありますが、複数年に渡って、繰越実質収支がマイナスということになることで、例えば今努力頂いている薬、それから診療材料、医療機器等の調達価格や、当然これから色々な設備投資に起債があるわけですけれども、そういう利用に対して、対外的に影響がないものと思っておりますけれども、影響がないのか、まず、伺いたしたいと思います。

これが2点目です。

3点目は、地域に開かれた病院経営についてであります。

新改革プランと連動する中で、今年度の4月に、町立国保病院の健全化計画も改訂されております。

私が今質問するところは、従前からある部分なんですけど、従前より具体的な取り組みの一つと示されております、地域に開かれた病院運営を進めていくということは、自治体病院として重要なことであると思っております、数値化することがプラスになったところ

か、マイナスになったとかというような数値で表すことが、難しい項目の中では一番大事なことなのではないかという認識であります。

内容としては「住民から広く意見を頂くと共に、地域との関わりをより深めるための医療情報を提供する機会を増やし、住民から信頼される病院づくりを目指す」とありますが、現状や今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

●議長

(10時39分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問に答えたいと思いますが、町立病院新改革プランについてでございますが、1と致しましては、病床転換による影響についてということでございます。

2つ目と致しましては、収益・費用推計における病院への影響についてということでございます。

また、3つ目としましては、地域に開かれた病院経営についてでございますが、病床転換による影響について申し上げたいと思うところでございますが、新公立病院改革プランは、地域における自院の役割を明確にした上で、経営の効率化を図りながら、将来的な経常収支の黒字化を目指すものでございまして、計画期間については、平成32年までとされていますが、期間中の黒字化が困難な場合につきましては、中・長期的な期間の中で黒字化を目指すことが認められていることから、町立病院と致しましては、平成36年度での黒字化を目指すことと致しまして、現在は、電気料金の引き下げ交渉や、診療材料の共同購入への取り組みなど、計画に沿った経営改善の取り組みを進めているところでございます。

1点目の、病床転換による影響についてでございますが、プランでは、経営の効率化と、人員の適正配置を図る観点から、病床数を維持した上で、平成30年度より、現在の一般病棟と療養病棟のミックス型の病棟から、療養病棟に一本化することと致しているところでございます。

当院の場合は、これまでも、両病棟ともに慢性期病棟としての役割を担ってきたところでございますが、今回、病棟種別の変更をした場合でも、その役割に変わりはなく、受け入れできる患者さんの状態像も現在と変わりございません。

当然のことながら、病診連携による共同利用や、救急医療体制についても、これまでどおり維持していく考えでございます。

なお、病院の経営については、診療報酬の算定方法が変わることから、収益面ではマイナスとなる部分もありますが、病棟看護師の配置基準が緩和になることから、外来や訪問看護など、人員が不足している部門に対する配置強化などの効果があると考えているところでございます。

なお、平成30年度は、医療と介護の各種計画や報酬、制度が一斉に改正される節目の年度であることから、今後、改正内容をしっかりと確認しながら、プランの実行に努めて参りたいと考えているところでございます。

2点目の、収益・費用推計における経営への影響についてでございますが、推計では、経営改善を進めていった場合でも、平成35年度までは純損益の赤字が継続する見込でございまして、繰越実質収支も一定期間赤字となりますが、この場合においても、公営企業会計の経営判断指標でございます資金不足比率につきましても、基準の20%を超えない見込みでございまして、起債の活用などへの影響はないものと考えております。

資金繰りについては、難しい局面も考えられることから、プランに基づく改善策の早期実現など、積極的に取り組み、安定した経営を継続できるよう努めて参りたいと考えております。

3点目の、地域に開かれた病院経営についてでございますが、当院は国民健康保険病院であることから、地域住民に医療を提供する役割に加え、住民の健康づくりや、地域包括ケアシステムの拠点として活動していくことが求められております。

これまでも、地域に開かれた病院として、町立病院医師による町民向けの講演会や生活習慣病予防対策事業の開催、奈井江商業高校の生徒を対象と致しました、消防との連携事業であります脳卒中早期発見演習などに取り組んでおります。

また、昨年オープンしたサービス付高齢者向け住宅においても、交流スペースでもラウンジを活用致しまして、一般町民の方にも参加頂きながら、町立病院スタッフによる講座の開催などもしております。

事業の開催を通じて、広く町民の皆さん方のご意見等も頂いております。

今後も、このような町民を対象と致しました事業を継続していくとともに、広報誌やホームページ等を通じまして、当院が新たに導入した機器の情報発信を行うなど、町民の皆さんの身近な病院として、信頼される病院づくりに努めて参りたいと、このように考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

(10時46分)

6番森岡議員。

●6番

只今の答弁、理解をしたいと思いますけれども、一般的な、病床が、医療療養だけになったとしても、今まで同様、安心して、ご利用できますというような、全く変わらないということではないと思うんですけれども、その点については、町民にもきちっと機会を通して伝えたいと思います。

それで、ちょっと心配というか、こういうこともあるんだろうなというのは、当然、慢性的な患者さんを受け入れるための病院、町立病院の方向性としては僕も全くそうなんだろうと思います。

それで、これは病院の経営のことだけを考えると、50床あれば、より多くの病床を活用することが収益を上げるということなんです、先ほども言ったように、町内のお

医者さんとの開放型の利用や救急体制の今、交付税による措置もされている中では、やはり、ベッドに空きを作らなければいけないというようなことも、担当の方からは聞いております、そういうことを考えるとこのやはり計画では、30年からは50床のうち、45人までと言いつつは、空けるという意味なのかちょっとその辺は確認していませんけど、そういう推移でいくと思うんですけれども、あくまで患者さんの入院に対しては、一義的にはやっぱりお医者さんが判断されることなんだろうというように思います。

そのことを考えると、当然、この計画を作る段階において、町長や職員、それから病院の先生、全て、協議の中に入って、当然意思の疎通というか共通認識、目標はできていると思うんですけれども、そのことを、ますます強めることが重要なんじゃないかなと思います。

それで、さきほど言いました50床あるうちのベッドの活用状況で、45人までという計画の中でありますけれども、その辺のバランスというのが非常にデリケートで微妙なところなのかなと、難しい判断もあることがあるんじゃないかなと思いますけれども、その点について1点、町長にお伺いします。

それと、これは質問じゃありませんけど、事務長から質問の準備をしている時に、今、町長から答弁があった、診療材料等を、地域のそばの自治体病院と連携して共同購入を今検討しているんだということで、実現できそうだというような話も聞いていますけれども、これすごい良いことだと思うんですね。

是非、そういうことは、どんどんどんどんやって頂きたいと思っています。

次に、費用推計の中で、町長から、心配はないけど、資金繰りにちょっとということ、多分この辺は一般会計とのやり繰りの中でそういう推計にして、36年からは3年間、病院も黒字化になるということで、病院もそういうことにするということだと思うんですけれども、やはり資金繰りが厳しくなるというのは、ちょっとどういうことなのかなということ、先ほど起債に関しては問題ないと言われておりましたけれども、その辺についてちょっと心配がある、そのことについてもうちょっとどういう心配なのかということをお尋ねします。

それから、地域に開かれた病院ということで、色々な活動されているのも資料で見させております。

そして今回の改革プランについても、町のホームページに掲載されているということですが、なかなかそこまでいくのは、すごい遠いんですね。

きっと、そこまで行って見る人はなかなかいないのかなという思いもありますけれども、特に、自治体病院においては、町民にとっては本当に身近で頼りにするところでもありますから、もっともっと、最善の努力をされていると思いますけれども、もっともっと病院の現状や今後の計画等を町民に知らしめることも重要なことなんじゃないかなと思いますけれども、以上、3点について、お伺いします。

●議長
町長。

(10時51分)

●町長

まず1つ目ですが、色々問題あるかと、病床数の確保の問題ですね、色々意見がありましたけれども、職員と協議を重ねてたところ、大丈夫だと、慢性期が中心でございますが、急性期も入ってきた場合は紹介するだとか、そういうこともございますし、入院も出来ますから、そういう面では今、45床ありますが、38床から40床程度でございますから、救急の場合は、受け付けられるということと言えるのではないかと、こう思っているところでございます。

また、身近な病院として、信頼に足る病院として、今後、より努力をしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時53分)

6番森岡議員。

●6番

病院については、本当に職員の皆さん、それから先生の皆さん、本当に、真摯にこの改革プランに取り組んで頂いているということで、今後の計画どおりに進んでいって、36年ぐらいから確か本体の起債の償還が終わって、ちょっと経営が上向くというようなことも聞いて、そういう計画なんでしょうけど、それに向かって、最善の努力をして頂きたいというように思っております。

それでは、次の質問に入ります。

2件目の質問は、平成31年度までの、新たな財政推計についてであります。

今までの財政推計につきましては、第6期まちづくり計画策定時における、前期実施計画の中で示されました、平成27年より31年度までの財政計画が基本でありまして、昨年開催された町政懇談会におきましても、当時の推計を基に、町民へ説明がなされております。

現在、前期実施計画の折り返し時期にあたるわけでありまして、新たな事業や今後の財政運営を勘案した中で、8月17日のまちづくり常任委員会において、平成28年度の決算見込みを踏まえた中でありますが、平成31年度までの新たな財政推計が示されました。

その中で、特に基金の残ということについてであります、当初計画をかなり上回る残高となっております、そのことにつきましては、町長はじめ、職員の皆さんの行財政運営に対する不断の努力に敬意を表するしだいでありまして、

更に、今定例会における補正予算案の中で、これはまだ可決してませんが、提案予定の中に5,250万円、基金からの繰入れが減額されておきまして、更に、残額が増えることも予測されます。

そこで、新たな財政推計につきましては、2点について質問をさせていただきます。

1点目は、前期実施計画においては、積算されていなかった、先ほど申したサービス

付高齢者向け住宅の整備やないえ温泉施設の大規模改修等の新たな投資や、一般会計の負担をちょっとおすなと思っておりますが下水道事業会計への繰出しに関わる、資本費平準化債の制度の見直しなど、マイナス要因も多々あると思われる中、平成31年度末の基金、全体の残額ですが、当初計画の2億1千万より、5億6千万円と大幅な増額となった、主な要因についてお伺いを致します。

2つ目は、新たな財政推計に基づく、後期5カ年、これは実施事業であります、影響について伺います。

実施計画の策定につきましては、今年度とかではなく、まだ先ということは、十分承知しておりますが、やはり、財源や財政計画があつての実施計画でありますから、新たな財政推計が示されたということ踏まえて、今回の質問としておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

現在、奈井江町では、将来を見据えた第6期まちづくり計画における前期実施事業、更に、地方創生における奈井江版総合戦略に鋭意取り組み中であり、様々な事業において、成果が上がっていることは、喜ばしい限りであります。

前期実施計画、奈井江版総合戦略につきましては、共に平成31年度までの計画であり、共に連動する中で、平成32年度より、新たな計画作りが、今後の奈井江町にとって、非常に重要なこととの認識であります。

今回、新たに、財政推計で示された基金の残につきましては、特定目的の部分も当然含まれておまして、自主財源と申しますか、使い道に、自治体が自由に使えるという財政調整基金については、平成7年度当初の前期実施計画策定の時より、ちょっと厳しい状況になるということが予測されます。

そこで、そのことが、先の話なんです、後期5カ年の実施計画作りにおいて、将来へ向けての投資事業や、住民サービスに対して、少なからず影響があるのではないかなというように思われますが、それについて町長の考えをお伺い致します。

以上、2点よろしくお願ひします。

●議長

(10時59分)

町長。

●町長

森岡議員の、平成31年度までの財政推計についてということですが、その内容については、1つとしては、財政推計における基金残高が、昨年の推計より増えた要因はということですが、2つ目と致しまして、基金残高が厳しい状況となると予測される、まちづくり計画後期5カ年計画への影響はということの2つでないかと思うところがございます。

まずは、定住対策を大きな柱と致しまして、健全財政の堅持に意を用いた第6期まちづくり計画がスタート致しまして、3年目を迎えているところでございます。

森岡議員のご案内のとおり、今回、平成28年度決算を終えまして、財政推計に見直しを行いましたので、質問の要旨に沿って答弁をしたいと存じます。

まず1点目の、基金残高が、昨年の推計から増えた要因について、お答え致します。

始めに、推計期間中にマイナス要因となった歳出の概要でございますが、病院、下水道事業会計への繰出金の増加のほか、指定管理による温泉施設の運営経費、介護2施設の民間移行に伴って一般会計が負担する経費など、約1億9千万円が歳出増となりました。

一方、プラス要因でございます歳入についてでございますが、平成28年の単年度の要因と致しまして、中空知広域市町村圏組合のふるさと市町村圏基金の返還金のほか、複数年にわたる要因と致しまして、町税、ふるさと納税寄付金、そして地方交付税において、昨年度の実績ベースに申し上げますと、再算定を行い、約4億4千万円を増額しております。

これは、平成28年度の決算剰余金9,700万円を加えまして、平成31年度末の基金残高の見込みを、昨年の推計時より約3億5千万円増となる、5億6千万円としたところでございます。

2点目の、今後も、財政状況が厳しくなると予想される中、まちづくり計画後期5カ年に影響があるのではとの質問がございました。

平成32年度から始まる後期実施計画の策定においては、少子高齢、定住対策の継続と共に、体育館や公民館など、老朽化する公共施設の大規模改修、社会保障経費の増加などが想定されまして、前期実施計画の策定時と同様、既存事業についての効果検証を行いまして、優先度を勘案しながら効率的、効果的な町政運営を計画的に進めていくことが必要と考えているところでございます。

また、事業の推進にあたっては、町の大きな歳入であります地方交付税の確保が大変重要であります。昨今、普通交付税の算定において、地域の創意工夫によりまして、地域経済活性化、雇用対策費などの算定が縮小されるなど、かつての三位一体改革当時のような削減方針が示されておりまして、町村会等を通じながら、関係団体を通じ、地方交付税の安定的な確保について、国・道に強く訴えて参りたいと考えております。

財政状況は厳しさを増していると思っておりますが、歳入の確保に努め、町民皆で知恵を出し合いながら、効率的、効果的な後期実施計画の策定に努め、奈井江町に住んで良かったと思って頂けるまちづくりに邁進して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時04分)

6番森岡議員。

●6番

只今の2点について、町長から詳しいご答弁を頂きましたので、基金についても、歳入歳出にわたって、具体的な数字を挙げて頂いたので、こちらの方は本当に、正直良かったなというように思っています。

これからも、これは今の経過であって、これからも奈井江町がある限り、財政運営が

続いていくわけですから、共に頑張っていかなければならないのかなというように、思っています。

それで、2点目の後期5カ年の影響ということについて、今、町長からお話がありました。

色々な事業の中で、やはり、前期と比べるとちょっと厳しいこともあるというような雰囲気の中で、色々な事業を計画する中で、優先度をつけて、実施していきたいというようなことだったと思いますけれども、それで、先ほども言いましたように、地方創生に関する総合戦略が一応31年で終わってしまって、32年からどうするか聞いたところ、担当の方からは、一応、地方創生の法律上、継続的に、策定をする努力義務があるというような、確かそういう答弁だったと思いますけど、やっぱり今後の奈井江町の将来を考えると、その辺は非常に重要なことなのかなという、当然、将来の人口推計についても、総合戦略策定の時には示されておりますし、やはり、長期にわたる目的に向かって町づくりを進めていくというのは、非常に重要なことなんだろうというように思います。

そこで、今、前期においては、先ほど町長お話があったように、子育てや定住対策を、重点事項として、やっているということで、それは本当に先ほど常任委員長からもお話がありましたように、これは結果も出てますし、これは本当に奈井江町にとって必要な施策だなというように今も思っています。

それで、今現在、今年小学校の入学式にきた時は、入学生すごく増えたんですね。

それで校長先生に、ある時ちょっとお話を聞いたら、転入者が数名いたということなので、増えたということを知りました。

更に、町内においても、何か所においても新築住宅が建築されたり、更に中古の住宅を購入して、奈井江に定住しようという件数が増えたり、これは本当に現在進めている定住促進対策の効果を表しているものだというように自分は思っています。

それで、後期5カ年においても、現状の中でのお話しでありますけれども、当然、子育てを含めた定住対策というのは、最重点事項になってくるのではないのかなと思っておりますけれども、その点についてだけ、今現在の町長のお考えをお伺いします。

●議長
町長。

(11時08分)

●町長

今、森岡議員から2つ目の質問がありました、再質問がありましたが、いずれに致しましても、後期5カ年計画については、今から、ならしておきながら、将来に渡って、残念なことのないように、計画をきちっと立てていきながら、将来に向かっていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解とご協力の程をお願い申し上げます。

いずれに致しましても、将来人口が約束されておられませんから、定住対策を柱と致しまして、きちっとやっていきたいと、こういうように思っておりますので、ご理解の程

をお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長

以上で、森岡議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩と致します。

(休憩)

(11時09分)

(3. 8番大矢議員の質問・答弁)

(11時20分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

第3回定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

私からは、通告に従い、大綱1点、広報ないえの充実について、町長に伺います。

最近色々な面で、詳しい内容はホームページをご覧ください。ホームページに掲載しています。という説明がされます。

確かに、若者を中心にインターネットの利用は拡大しており、ホームページの充実を図ることは大事なことです。ホームページと広報紙の役割は別であり、広報紙は全町民に発信できる唯一の手段であり、情報の共有のためには欠かせないものです。

広報ないえを見ますと、カラーになり、字も大きく、特集など読みやすく工夫もされていることは認めるところですが、情報量は少なく感じています。

そこで、他町を調べてみました。

議会だより分を除いた平成28年度の平均頁数で見ますと、奈井江町は14.5頁、新十津川町は23.5頁、上砂川町は13.3頁、雨竜町は15頁でした。

奈井江町は広告で1頁使っていますので、実質13.5頁ということで、少ない方が分かりました。

ここで、新十津川町が多いので特別なのかということで、奈井江町と人口の近い町について調べてみました。

南幌町は25頁、由仁町は33.7頁、長万部町は26頁、中富良野町は21.7頁、鹿追町は27頁でした。

全道を調べたわけではありませんけれども、新十津川町を含め、人口5千人から7千人の町の広報は25頁程度であることが分かります。

内容の分析までは出来ませんでした。が、広報ないえが同規模の町より情報量が少ないと言えます。

また、奈井江町は高齢化が進んでおり、高齢化するとともに、行動範囲も狭くなり、情報を得られる機会が減少していくことから、広報ないえは重要な情報源であり、その重要性は更に高まっています。

これらのことから、是非とも紙面の充実を30年度で取り組んで頂きたいと考えますが、町長の見解を伺います。

●議長

(11時22分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

広報ないえの充実についてということで、広報紙面の頁数の増加や充実についてということですが、広報ないえにつきましては、昨年8月に700号を発行致しまして、昭和27年1月の創刊以来、65年の長きにわたりまして、情報を発信してきました。

平成11年からは、毎月15日にも、「ないえi-Box」を独自の印刷により発行し、より安価なコストで、タイムリーな情報提供に取り組んでおります。

広報ないえについては、行政情報等に加え、毎月、特集記事を組むとともに、後世に語り継ぐための貴重な資料となるよう、節目のイベントや自然災害などについても掲載しております。

また、広報紙以外では、重要かつ突発的なお知らせ事項や、事業の性質上、周知の効果や、コスト削減などを勘案致しまして、チラシを作成し、その配布については、行政区長さんにご協力を頂いております。

町のホームページにつきましては、平成14年10月に開設しておりますが、平成27年には、リニューアルを行い、情報化時代に対応致しました、町内外への有効な情報発信の手段と致しまして、その充実にも努めているところでございます。

ご指摘の広報紙の頁数につきましては、過去に事務事業の見直しのため、町自律プランを進めた際には、10頁まで削減した経過もありましたが、ここ5年間においては、カラー印刷を充実させるなどしながら、14頁強を確保しております。現状、行政内部や他の行政機関等から依頼のある、町民向けの情報につきましては、1日・15日の紙面の中で、概ね掲載の枠が確保されている状況にあります。

他市町の頁数などを見ますと、町内行事の様子を数多く掲載したり、イベントポスターをそのまま紙面に使用するなど、多様な紙面づくりが行われております。

当町については、行政情報を的確かつ、効率的に整理致しまして、紙面の充実にも努めているほか、担当者の研修会への参加や、近隣広報担当者間の情報交換も行っておりま

す。

今後においても、限られた予算の中ではありますが、いかに内容を充実させ、適切な情報を提供していくか、そこが重要だと考えているところでございます。

また加えて、子供から高齢者まで興味が湧く、読みやすい広報紙づくりの視点によりまして、編集に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

(11時26分)

8番大矢議員。

●8番

今ほど、予算の削減といいますか、財政健全化の主目的となって、頁数が減らした状況等の話がありましたけれども、やはり町民サービスの一番、私は基本だという観点で質問させて頂いたんですけれども、効率化という方が優先されたのかなということで、再質問なんですけれども、まず1点目と致しまして、紙面、内容について若干触れさせて頂きたいと思います。

1点目としまして、町では町民の意見を町政に反映するため、各種委員会を持っていますけれども、しかし、それらの会議が、今、どのようなことについて研究、協議をさせているのかが、分からないというのが、私はあると思うんですね。

そういうことで、決まっていないことは、報告出来ないということではなくて、協議状況等について各委員会の報告がされることにより、より情報の共有化が図られ、新たな意見、要望、更には協力により事業が円滑に進むことが期待できると私は思うんですね。

今回、6月3日に、議会懇談会開きましたけれども、今回の介護施設の民営化等についても、なかなか情報が分かってなかった中で、急に新聞で知ったよという話が随分されました。

やはりその辺は継続的に、そういう情報がなされてなかったのかなというふうに思います。

2点目ですけれども、今、回覧で、各学校便りを回しています。

学校のことを知って頂くことは良いことですし、しかし、学校便りは学校が自主的に取り組んでいるもので、内容は保護者向けということでありまして、これも町として取り組むことが、より多くの方に学校の状況等知って頂けると思います。

また3点目としまして、各イベントの参加募集が載っていますけれども、開催状況の報告が少ないです。

今まで参加していたが、今年は参加できなかった。様子が知りたいという方の期待に応えることができますし、参加者の増加に繋がるものと思います。

4点目としまして、今、広報と一緒に各課でチラシを配っています。

今、町長、緊急性あることやら、広報の予算の関係もあって自主的に独自でチラシを配っているんだという話もありましたけれども、広報だけであれば、すぐに配布できる

んですね。

チラシを区長さんにお届けして、区長さんがチラシを全部、戸別に分けなければすぐ配付できないということで、どうしても区長さんの手間が余計掛かっているんでないかというふうに思っています。

それで、どうしても広報配るまでの間に時間が要してしまう面があるのではないかと思いますので、その辺、予算の方を優先されているような話を今ほど聞いたので、私はその辺非常に残念なんです。

やはり、情報の共有、協働のまちづくりというためには、意識といいますか、そういうのが、共有できなければなかなか難しいのではないかなと思います。

情報という面を優先して頂きたいなという思いで再質問をさせていただきます。

以上、4点について町長の見解を伺います。

●議長

(11時29分)

町長。

●町長

今、まず、町民サービス、十分心してないんでないかということでございますが、それは、十分やっているつもりであります。

町民の意見を聞きながら、反応していきたいと、努力していきたいとこういうふうに思っておりますので、ご理解の程をよろしくお願いします。

また、町民の意見を町政に反映させるため、各種委員会等により議論頂いているということでございますが、この中で、一般の町民の皆さんにタイムリーに知らせる点があれば、ご指摘の通り周知することも重要である、現在もホームページや一部、議事録の公開も行っておりますし、今後必要に応じて、広報の活用も検討していきたいと、このように考えているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

2つ目と致しましては、学校便りを町として取り組んではということでございますが、学校便りは、議員指摘の通り、学校が自主的に取り組んでいる中でございまして、地域に開かれた学校づくりという観点から町と致しましても、回覧に協力をしているところでございます。

今後も同様に、側面的支援と致しまして、学校の取り組みに町民の皆さんと共に協力していく視点到ちたいとこのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、各種イベント開催等、それぞれのイベントについては、毎年開催されているところでございますが、例えば、新たな取り組みなど、それぞれに応じて町の活性化の視点から今後も広報の取り扱いを十分検討して参りたいと、このように考えているところでございます。

チラシ配布等について、広報にあるべくということでございますが、チラシに関しては冒頭申し上げた通り、緊急性や事業、イベントの性質上、広報に比べて効果があるも

のについては、その周知を行政区長さんをお願いをしているところでございます。

確かに、手間もかかることは理解をしていますが、現状の取り組みについて、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

いずれに致しましても、町民の意見を広く聞きながら、それに沿ったものを作りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

●議長

(11時33分)

8番大矢議員。

●8番

最後の質問になりますけれども、先ほど、I-BOXの話が出ましたけれども、私、毎月15日に出ているI-BOXも、印刷所に頼んでいるのかと思いましたが、独自にコスト削減の意味でやっているという話も、先ほどありました。

I-BOXはそういうふうに15日に発行する目的があると思うんですけれども、現在1枚2頁なんですわ。

私だけなのかもしれませんが、その時、目を通したつもりでも、1枚なものですから机の上等に置いておいて、後から読み返そうと思っても、なかなか見つけられないという状況です。

やはり保存してもらう方がより効果があるのでないのかなというふうに思うんですけれども、広報にまとめて頂いて、広報の充実を図った方が、私はよいのではないかと思うんですけれども、この辺今一度検討する考えはないのか、伺います。

最後の質問ですから、今、新聞やテレビだけではなくてインターネット等で情報が氾濫しており、情報過多の時代であります。

だからこそ、正確な情報を自らの言葉で発信することが必要だと私は思っております。広報ないえの更なる発展を願ひまして、質問を終わらせて頂きます。

●議長

(11時34分)

町長。

●町長

今、お話申し上げましたように、インターネットをはじめとして、各種情報は、溢れているところでございますが、今、申し上げた通り、正確に客観的にどういう情報を流すかということが決め手でございますから、そういう意味におきましては、町民の皆さん方の意見を聞きながら、歩んでいきたい、こういうふうに思っているところでございますので、ご理解とご協力の程をお願い申し上げます。

過去において、1日、10日、20日の月3回の回覧を区長さんの負担を軽減するために15日のI-BOXを加えて2回としてきた経過がございますが、情報周知の的確

なタイミングを計る観点から、これも現状の取り組みにご理解を頂きたいとするところ
でございます。

いずれに致しましても、正確な情報、更には町の活性化、この両面において、住民に
広く伝わる紙面作りを基本に致しまして、今後も広報活動を進めていきたいと思いま
すので、ご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上で、町政一般質問を終わります。

(1 1 時 3 5 分)

日程第 6 報告第 1 号の上程・説明・質疑

(1 1 時 3 6 分)

●議長

日程第 6、報告第 1 号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第 3 回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

議案書の 1 頁をお開き下さい。

報告第 1 号「補助団体監査結果報告について」

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、平成 2 8 年度に町が補助金を交付した団
体の監査をした結果について、監査委員より別紙のとおり報告があったので、同法第 1
9 9 条第 9 項の規定により、これを公表する。

平成 2 9 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

詳細につきましては別冊で配布をしてございますが、7 月 2 4 日、2 7 日の両日、町
が、平成 2 8 年度に財政支援を行った 5 3 事業のうち、少額補助、間接補助等々を除き
ます 3 8 事業について、監査がなされ、各団体とも、町からの補助を確実に収納の上、
目的にそって事業を執行されている旨、報告がございましたので、報告させていただきます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みと致します。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時38分)

●議長

日程第7、報告第2号「平成29年度に公表する健全化判断比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をお開き下さい。

報告第2号「平成29年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

29年度に公表する健全化判断比率につきましては、平成28年度の決算に基づき算定をされております。

赤字額の規模を示す実質赤字比率、及び連結実質赤字比率については、全会計において、赤字、資金不足は生じていませんので、「該当なし」でございます。

また、公債費の負担を示します実質公債費比率については13.2%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については62.8%でありまして、いずれの比率についても早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率について、ご報告致しましたので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みと致します。

日程第8 報告第3号の上程・説明・質疑

(11時40分)

●議長

日程第8、報告第3号「平成29年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をご覧ください。

報告第3号「平成29年度に公表する資金不足比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

平成29年度に公表する資金不足比率については、平成28年度決算におけます公営企業の資金不足の規模を示すものでございます。

本町においては、病院事業会計、老人保健施設事業会計、老人総合福祉施設事業会計、下水道事業会計の4会計が該当致しますが、全会計において、資金不足は生じておらず、「該当なし」でございます。

以上、資金不足比率について報告致しますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みと致します。

日程第9 報告第4号の上程・説明・質疑

(11時42分)

●議長

日程第9、報告第4号「平成29年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の4頁をお開き下さい。

報告第4号。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり平成29年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書を町議会に報告する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

本件につきましては、奈井江町教育委員会より報告がありましたので、町議会に報告をするものでございますが、その概要について、教育委員会の事務局長より説明を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第3回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

別冊の「平成29年度教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」をご用意お願い致します。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものでございます。

本年度は、平成28年度に行いました主要な事務事業の取り組みについて、平成29年7月25日に開催を致しました外部評価会議において、3名の委員から、各事務事業へ、奈井江町の状況に照らし合わせた事業展開の必要性などについて貴重なご意見を頂き、本報告書にまとめたものでございます。

点検及び評価の対象項目につきましては、「平成28年度教育行政執行方針」に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業と、教育委員会の開催状況を加えた9項目からなっております。

4頁をお開き下さい。

1つ目の柱の「1学校教育を充実します」では、5頁から10頁に渡ります17の事業について、それぞれ自己評価を行い、外部評価委員から11頁に記載をしております意見を頂いたところでございます。

1つには、分かる授業の実現と望ましい生活習慣の定着、教職員の資質向上に向けた先進地視察、学習規律の統一化は、奈井江の授業スタイルを目指す取り組みであり、現在どういう状況にあるか何かの機会に町民に示していく必要である。

また、なえっこ伸び～る手帳は、実際の利用率にとらわれず、今後も続けてほしい。

などの4点のご意見を頂きました。

次に、「2豊かな心と健やかな体の育成を推進します」では、主要な6つの事業の取り組みに関しまして、外部評価委員から、14頁に記載しておりますが、農業体験はプログラムを変えることは大変だが、毎年毎学年が固定であれば、それを見てきた下級生が楽しみに来年を待っている。それは絶やさないで続けて欲しい。それを踏まえたうえで栄養教諭が食育を仕掛けてくれれば、体験的にも充実してくると思う。など4点のご意見を頂きました。

「3快適な学習環境の整備を推進します」では、15頁になりますが、児童生徒が学校生活を快適に送れるよう、今後も維持管理に努めていただきたい。との、ご意見を頂きました。

「4多様な教育機会の支援を推進します」では、主要な1事業の執行状況に対しまして、16頁に記載しておりますが、奈井江商業高校の生徒も増え、PRにも力を入れ、町として支援を行っていることは大変結構なことと思う。

また、入学するときの助成だけでなく、高校3年間学んで卒業する時の進学・就職支援も必要と考える。など3点のご意見を頂きました。

「5子どもの健全な育成を推進します」では、19頁までにわたります、主要な8つの事業の取り組みに対し、子どもの権利条例や町長と語る会も貴重な機会なので続けるべきである。など、3点のご意見でございました。

20頁の「6生涯学習活動を推進します」では、24頁までにわたります、13の主要な事業に対し、成人式の際に何年か前から歓談の場として交流談話室の開放を実施しているが利用が少ないようである。親御さんへ周知もしたが、子ども達が腰を据えて話す様子はない。ホールやロビーで写真を撮り合い談笑する方が多い。利用が少なくても交流談話室の利用をもう数年は続け、その上で検証することは必要と考える。など5点について、ご意見を頂きました。

25頁の「7楽しく参加できる生涯スポーツを推進します」では、5つの事業に対し、27頁に記載をしておりますが、歩こう会を5月に実施しているが、気候的にも大変良い時期と思う。など2点について、ご意見を頂きました。

「8個性豊かな芸術文化を推進します」では、29頁に記載しておりますが、文化祭の日に公民館の入り口で、奈井江町の風景映像を流したが来場者からは大変好評であった。など2点のご意見を頂きました。

「9教育委員会活動状況」では、教育委員会の活動や取り組み状況を広報等で紹介するなど検討いただきたい。とのご意見を頂きました。

以上が、平成28年度に行った教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告でございます。

外部評価委員から頂きました意見を受け止め、今後の事業内容の充実、改善に役立て、効果的な教育行政を推進して参ります。

以上、報告書のご説明とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みと致します。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時49分)

●議長

日程第10、議案第1号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の5頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、補正予算の内容を記載してございます。

1、専決事項、平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,695万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2、専決処分の年月日、平成29年8月9日でございます。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

次頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金10万円を追加し2億3,946万8千円、歳入合計が同様に10万円を追加し57億4,695万8千円。

歳出、2款総務費で10万円を追加し、合計2億6,529万3千円、歳出合計が同様に10万円を追加して57億4,695万8千円でございます。

今回の予算補正の専決の内容であります。滝川西高等学校野球部の「第99回全国高等学校野球選手権大会」、いわゆる夏の甲子園でございますが、これの出場に対する助成金10万円について、8月9日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明を致します。

9頁をお開き下さい。

2款1項1目の一般管理費であります。その他一般行政に要する経費において、補助金10万円を追加計上し、この財源につきましては、財政調整基金繰入金としてございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番三浦議員。

●5番

滝川西高の甲子園出場については、大変喜ばしいことだと思います。

ただ、他の町の高校ということと、それから他の部活動ではあまりこういうことはないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこで、このような補助への基準、町としての基準のようなものがあるかどうかお伺いします。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

只今の三浦議員のご質問にお答えをして参りますが、今回の助成金につきましては、甲子園大会出場が決定した後に、協賛会が立ち上がって、その協賛会から、各近隣の自治体に対して要請があったところでございます。

そこで、この要請を頂いた後に、中空知管内の各市町に情報交換をする中で、それぞれ各市町が判断をするというようなことがあったところでございますが、町としては特に基準を設けている状況はなく、当町からもこの高校に通学をして、また、野球部に在籍している生徒さんもいらっしゃるという部分も含めて、町長が政策的に判断をする中で、今回助成金を決定したというところでございます。

ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

その他ございませんか。

5番。

● 5 番

町長の判断だということなんですけれども、私はこの補正について反対するつもりはないんですけれども、甲子園の大会出場に関しては、とにかく、物凄くお金が掛かる、応援も含めてということで、寄付金を募るといことが、過熱するという傾向が全国的にあるということが問題になっていると思うんですね。

ですから、今後ともこのようなことについては、町民が納得できる方向で、決定していくべきだというふうに思っていますが、その点についていかがでしょうか。

● 議長

町長。

● 町長

今、議員のご質問でございますけど、一般常識的に応援したつもりでございまして、過熱したところで応援したわけではございません。

ご理解を賜りたいと思います。

砂川市は、あえていえば30万円でございますので、上砂川町が10万円、新十津川が30万、雨竜町が10万円ということでございます。

そういう各町の判断を致しまして、決定致した次第でございます。

ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

以上でございます。

● 議長

その他ございませんか。

(なし)

● 議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

ここで昼食のため、1時00分まで休憩と致します。

(昼休憩)

(11時56分)

日程第11 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(12時57分)

●議長

会議を再開します。

日程第11、議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書10頁をお開き下さい。

議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,456万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

次頁をご覧下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、9款地方特例交付金4千円を追加し130万4千円、10款地方交付税6,788万9千円を追加し23億2,188万9千円、14款国庫支出金86万円を追加し2億1,825万3千円、15款道支出金120万3千円を追加し6億9,829万8千円、17款寄附金210万円を追加し3,233万円、18款繰入金5,257万6千円を減額し1億8,689万2千円、20款諸収入25万8千円を追加し4億1,415万6千円、21款町債213万4千円を減額し7億5,586万6千円、歳入合計1,760万4千円を追加し57億6,456万2千円とするものでございます。

歳出、2款総務費543万5千円を追加し2億7,072万8千円、3款民生費654万1千円を追加し9億917万6千円、6款農林水産業費155万1千円を追加し8

億7, 796万4千円、8款土木費390万円を追加し6億288万円、10款教育費17万7千円を追加し2億1, 710万5千円、歳出合計1, 760万4千円を追加し57億6, 456万2千円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出よりご説明を致します。

18頁をお開き下さい。

2款1項1目の一般管理費では、行政情報システムに要する経費として、本年10月より運用開始となります社会保障税番号制度システム整備に係わる負担金で153万8千円を追加計上。

4目財産管理費では、その他公有財産の維持管理に要する経費として、町有地の草刈委託業務に加えて、公用車の修繕、合わせて60万3千円を追加計上。

5目地域振興基金では、ご寄附による積立金210万円を追加計上してございます。

19頁をご覧下さい。

2項2目の賦課徴収費では、法人町民税において、確定申告と予定申告との差額が生じたことにより還付金等119万4千円を追加計上。

3款1項1目の社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、障がい者医療費負担金の確定による過年度分返還金605万7千円を追加計上してございます。

20頁をご覧下さい。

8目高齢者対策費では、成年後見制度の首長申し立て費用として25万8千円を追加計上。

9目介護保険推進費では、介護保険事務に要する経費、空知中部広域連合との電算システムの連携、マイナンバー対応の強靱化を図るための設定費用として16万2千円を追加計上しております。

2項1目の児童福祉総務費では、障がい児通所支援に要する経費で、障害児入所給付費負担金の確定による、過年度分の返還金で6万4千円を追加計上してございます。

21頁をご覧下さい。

6款1項5目の農地費では、道営土地改良事業に要する経費として、中心経営体農地集積促進事業補助金の対象面積の増によりまして、155万1千円を追加計上しております。

8款2項1目の道路維持費であります、町道の修繕に関わる維持管理費等の委託料で390万円を追加計上。

10款3項2目の教育振興費では、中体連の全道大会出場の助成として17万7千円を追加計上しております。

続いて、歳入について説明致します。

15頁をお開き下さい。

9款の地方特例交付金では、交付金の確定により4千円を、10款の地方交付税では、普通交付税の確定により6, 788万9千円をそれぞれ追加計上してございます。

14款国庫補助金の総務費国庫補助金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金で86万円を追加計上。

16頁に渡ります農林水産業費道補助金では、中心経営体農地集積促進事業補助金で

85万3千円。

農業競争力基盤強化特別対策事業補助金で35万円を追加計上しております。

17款の寄附金であります。島売炭所様、また匿名希望の方1名のご寄附合わせて210万円を追加計上しております。

20款の雑入では、成年後見利用促進事業に関わる地域支援事業収入で25万8千円を追加計上。

17頁に渡ります町債の過疎債では、中心経営体農地集積促進事業で40万円を追加計上する一方で、臨時財政対策債で、金額の確定によりまして253万4千円を減額計上してございます。

以上におけます歳入歳出の差5,257万6千円につきましては、財政調整基金繰入金と同額減額計上し、収支の均衡を図ってございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番竹森議員。

●2番

21頁の教育費の中で、先ほど説明あったわけなんですけれども、その中で、中学校の中体連の全道大会助成ということで説明あったんですけれども、その内容について説明頂ければと思います。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

只今の竹森議員のご質問でございますが、今回の補正、全道大会出場のためのものがございます。

7月の30日から2日まで中学校のソフトテニス大会ということで、男子団体、男子個人、女子個人、生徒12名、引率の教員3名に対して補助金を、補助をしたところでございます。

申請の金額につきましては57万7千円ということで、今回17万7千円を追加補正とさせて頂いたところでございます。

以上、ご説明とさせて頂きましますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他、ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 8議案一括上程・大綱説明

(13時08分)

●議長

日程第12、
議案第8号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計未処理欠損金の処理について」
認定第1号「平成28年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」
認定第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第3号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第6号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
以上、8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。
説明は大綱説明とします。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、始めに議案書の28頁をご覧ください。

議案第8号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計未処理欠損金の処理について」

平成28年度未処理欠損金1,855万2,321円について、地方公営企業法第32条2の規定により、次のとおり処理することについて議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計については、本年4月に日本介護事業団への運営を移管したことにより、平成28年度をもって会計が閉鎖となりますが、平成28年度決算においても、過年度未処理欠損金が生じていることから、地方公営企業法第32条2の規定により、欠損金の処理を行うものでございます。

欠損金の処理に際しましては、一般的に、前年度から繰り越した利益剰余金により処理をすることとなっておりますが、不足する場合には、積立金及び資本剰余金、または資本金により処分することができるとされてございます。

このことから、下記の表のとおり、平成28年度末の未処理利益剰余金1,855万2,321円を処理するために、減債積立金の全額753万円と、資本剰余金の全額157万6千円を充当した上で、不足する944万6,321円について、資本金の一部を取り崩すことにより、未処理欠損金の処理を行いたく、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、平成28年度の各会計の決算概要に説明を申し上げます。

議案書の31頁をお開き下さい。

認定第1号「平成28年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度奈井江町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

一般会計の決算概要について説明を申し上げます。

別冊でお配りをしておりますA4横版の奈井江町歳入歳出決算書および付属書の63頁をお開き下さい。

一般会計の決算額であります。歳入総額50億557万4千円、歳出総額49億443万8千円、歳入歳出差し引き1億113万6千円となりまして、翌年度に繰り越す財源415万5千円を差し引いた実質収支額が9,698万1千円でございます。

歳出については、前年度比4,545万7千円0.9%の増。

歳入についても1.7%の8,174万7千円の増となったところでございます。

予算の執行に当たりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民生活の向上に向けた第6期まちづくり計画の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を用いて、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところでございます。

議案書の32頁をお開き下さい。

認定第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

国保会計の概算について説明を致します。

決算書の74頁をご覧ください。

平成28年度の決算額であります。歳入総額2億7,594万8千円、歳出総額2億7,392万円、実質収支額202万8千円となっております。

歳出の主な内容については、広域連合への負担金であり、前年度比12.5%減の2億3,102万2千円でございます。

歳入については、国民健康保険税で、前年度比10.5%増の1億2,134万5千円、繰入金で、前年度比50.2%減の5,155万9千円、諸収入で前年度比75%増の9,971万9千円となっております。

続きまして、後期高齢者医療の説明を致します。

議案書33頁。

認定第3号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

決算書の概要につきましては、決算書の83頁をご覧くださいと思います。

28年度の決算額であります。歳入合計9,158万5千円、歳出総額9,099万3千円、実質収支額59万2千円となっております。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金で、前年度比0.5%減の9,073万9千円。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で、前年度比0.01%増の5,968万7千円。

繰入金で、1.1%減の3,144万5千円となっております。

続きまして、議案書の34頁。

認定第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

決算書の93頁をご覧ください。

平成28年度の決算額につきましては、歳入総額4億7,452万1千円、歳出総額4億7,364万3千円、実質収支額87万8千円となっております。

主な事業としては、公共下水道の汚水柵新設4カ所、個別排水処理施設設置工事3カ所等々の整備でございます。

なお、この整備によりまして、平成28年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で94.9%。

水洗化件数2,574件となったところでございます。

続きまして、議案書の35頁。

認定第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

それでは、企業会計の説明に入って参りたいと思いますが、A4縦版の資料としてお配りをしております地方公営企業会計決算資料の1頁をご覧頂きたいと思っております。

まず始めに、収益的収支であります。

収入11億139万2千円、支出11億3,086万7千円となりまして、当年度純損失は2,947万5千円となっております。

次頁の上段の表、資本的収支をご覧下さい。

収入2億1,135万4千円、支出2億5,737万4千円となり、不足する額4,602万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

なお、平成28年度の単年度実質収支では2,878万4千円の赤字、繰越実質収支では1億9,955万1千円の黒字となっております。

続きまして、議案書の36頁。

認定第6号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

それでは老人保健施設会計の決算概要について申し上げますので、先ほどの資料の6頁の上段の表をご覧を頂きたいと思っております。

収益的収支では、収入2億3,319万9千円、支出2億2,859万1千円となり、当年度純利益は460万8千円となっております。

中段の表、資本的収支では収入2,671万円、支出2,880万7千円となり、不足する額209万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

なお、平成28年度の単年度実質収支は150万2千円の黒字、繰越実質収支では1,211万6千円の黒字となっております。

続きまして、議案書の37頁。

認定第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定に

ついて」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

先ほどの決算資料の7頁、上段の表をご覧を頂きたいと存じます。

収益的収支であります。収入3億5,841万6千円、支出3億6,302万6千円となり、当年度純損失は461万円でございます。

中段の資本的収支では、収入412万円、支出574万8千円となり、不足する額162万8千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

28年度の単年度実質収支は1,554万円の赤字、年度末の繰越実質収支は2,073万4千円の黒字となっております。

以上、議案第8号の老人保健施設事業会計未処理欠損金の処理とともに、平成28年度の7会計の決算概要について一括をして説明させて頂きました。

よろしくご審議の上、ご認定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(大綱質疑)

(13時24分)

●議長

8議案に対する大綱質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

(特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

議案第8号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第8号、認定第1号から認定第7号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定しました。おはかりします。

只今、付託されました議案第8号、認定第1号から認定第7号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第8号、認定第1号から認定第7号については、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩します。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(13時25分)

(特別委員会の互選結果報告)

(13時30分)

●議長

会議を再開します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

9月7日から9月12日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員会開催及び議案調査のため、9月7日から9月12日までの6日間は休会とすることに決定致しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、13日は、午前10時00分より会議を再開します。

大変、ご苦労さまでした。

(13時31分)

平成29年第3回奈井江町議会定例会

平成29年9月13日（水曜日）

午前9時59分開会

○ 議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 議案第8号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計未処理欠損金の処理
について

認定第1号 平成28年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認
定について

認定第3号 平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

認定第4号 平成28年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第5号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決
算の認定について

認定第6号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認
定について

認定第7号 平成28年度奈井江町老人総合福祉施設会計歳入歳出決算の認
定について

第 3 議案第3号 奈井江町営土地改良事業分担金の徴収に関する条例及び奈井江
町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

第 4 議案第4号 奈井江町課設置条例の一部を改正する条例

第 5 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

第 6 議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

第 7 議案第7号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

第 8 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

第 9 議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第10 会議案1号 議員の派遣承認について

第11 調査第1号 議会運営委員会の調査に付託について

第12 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について

第13 調査第3号 広報常任委員会の所管事務の付託について

○ 出席議員（9名）

1番 大 関 光 敏

2番 竹 森 毅

3番 遠 藤 共 子

4番 石 川 正 人

5番 三浦 きみ子
7番 笹木 利津子
9番 森 山 務

6番 森 岡 新 二
8番 大 矢 雅 史

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良	治
副	町	長	相	沢
教	育	長	萬	博
まちづくり	参事	碓	井	直
健康ふれあい	参事	小	澤	敏
会	計	管	理	者
くらしと	財務	課	長	
まちなみ	課	長		
おもいやり	課	長		
ふるさと	商工	課	長	
ふるさと	創生	課	長	
ふるさと	農政	課	長	
教育委員会	事務局	長		
町立病院	事務	長		
代表	監	査	委	員
農業	委員	会	会	長

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

開会・挨拶

●議長

おはようございます。

定例会最終日出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番大関議員、8番大矢議員を指名します。

日程第2 8議案一括上程・報告

●議長

日程第2

議案第8号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計未処理欠損金の処理について」

認定第1号「平成28年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、8議案を一括議題とします。

8議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書) 朗読。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

決算審査特別委員会、委員長、8番大矢議員。

(特別委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

第3回定例会最終日の出席大変ご苦労さまでございます。

それでは、平成28年度決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告致します。

最初に審査の結論を申し上げますと、今ほど事務局長の報告のとおり、議案1件、認定7件、全て全会一致をもって認定されました。

併せて監査委員の決算監査意見書についても適切であるとし、承認することに決定しました。

急速に進む少子高齢化や人口減少など、地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況下において、平成28年度は、第6期まちづくり計画並びに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策の着実な実施、計画的かつ効率的な財政運営の結果、健全財政を堅持されていることを総合評価するものであります。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。

まず最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税を始め、各使用料、そして他会計ではありませんが国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。

引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

職員研修では、町民ニーズに的確かつ迅速に対応するには、職員一人ひとりの能力・意欲の向上が大切です。

法令等に定められた講習の受講などのほか、限られた職員で多様化する行政課題への確に対応を図るため、より効果的で質の高い研修を積極的かつ継続的に実施されるよう望むものであります。

次に、介護予防についてであります。

介護予防事業については、地域の実情に応じたサービスを、創意工夫により町全体で支援する取り組みが求められています。

交流プラザみなクルにおいて、まちの先生事業、ふまねっと、運動事業などが住民主

体で企画・開催されています。

今後も、共に支え合う体制づくりに向けて、地域のサロンとして積極的な事業のサポート、新たな組織の醸成などに努めていただきたい。

次に、児童館の運営についてであります。

児童館は、子ども達の居場所づくり、遊びや学習を通じた子育て支援の場として重要な役割を果たしています。

近年、子ども達の遊びの環境変化やみなクル利用等により、児童館の利用者は減少傾向にあります。

子ども達の効果的な活動支援の工夫、効率的な事業運営がなされるよう十分に検討されるよう望むものであります。

次に、地域の環境整備についてであります。

近年、キツネなどの野生動物が、郊外に限らず市街地への侵入も増加しており、生活や衛生環境の悪化が懸念されています。

空き家・空き地も増えており、野生動物を寄せ付けない工夫や、住環境管理への注意・啓発などに努めていただきたい。

次に、学校図書室の整備についてであります。

小学校の図書室については、蔵書の整備や運営、利用の工夫がなされ、学習環境の充実が図られたことは、大変喜ばしいことであります。

中学校の図書室については、平成29年度から道立図書館、町図書館の協力を得ながら取り組みが進められていますが、より積極的な整備・改善に努め、利用促進が図られるよう望むものであります。

次に、特別会計の国民健康保険事業会計についてであります。

被保険者、国保税の減少など厳しい財政運営が推測されます。

来年度の国保制度の都道府県単位化に向け、医療費の動向、基金残高の推移などを充分検討し、中期的展望に立ち健全な運営に向け努力願いたい。

次に、公営企業会計についてであります。

町立国保病院会計では、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保、サービス付高齢者向け住宅の開設などの取り組みに対し敬意を表するところであります。

引き続き、地元医歯会、近隣公立病院との連携の推進とともに、安心して利用できるサービス付高齢者向け住宅の運営に努め、経営の健全化に努力願いたい。

老人保健施設事業及び老人総合福祉施設事業が平成28年度をもって移管されました。

両施設に対する町民の期待はこれまで同様に大きく、今後とも、民間事業者と連携し、地域包括ケアシステムの充実、町民ニーズに対応した施設運営が継続されるよう期待するものであります。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

議案第 8 号の討論・採決

(10時09分)

●議長

議案第 8 号「平成 28 年度奈井江町老人保健施設事業会計未処理欠損金の処理について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

認定第 1 号の討論・採決

(10時10分)

●議長

認定第 1 号「平成 28 年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号の討論・採決

●議長

認定第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号の討論・採決

●議長

認定第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号の討論・採決

●議長

認定第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号の討論・採決

●議長

認定第6号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号の討論・採決

●議長

認定第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第3、議案第3号「奈井江町営土地改良事業分担金の徴収に関する条例及び奈井江町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

第3回定例会最終日ご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは私の方から、議案書の23頁、議案第3号であります「奈井江町営土地改良事業分担金の徴収に関する条例及び奈井江町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

提案理由であります。土地改良法の一部改正による条文の整理のため、2つの条例について、それぞれ一部改正をさせて頂きたいとするものでございます。

概要について説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第4、議案第4号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の24頁をお開き下さい。
議案第4号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」
奈井江町課設置条例の一部を次のように改正する。
ふるさと商工課をふるさと商工観光課に改めるとするものでございます。
平成29年9月6日提出、奈井江町長。
本条例につきましては、観光業務の所管を明確にし、更なる振興発展を図るため、条例の一部を改正するものとし、平成29年10月1日から、施行したいとするものでございます。
以上、条例改正の概要について説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

- 議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

- 議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

- 議長
討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

- 議長
日程第5、議案第5号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

- 副町長
議案書の25頁をお開き下さい。
議案第5号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」
地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

本案につきましては、西胆振消防組合が処理をする事務の追加に伴い、組合の名称を西胆振行政事務組合に変更するとともに、江差町ほか2町学校給食組合が、1町の脱退により、江差町・上ノ国町学校給食組合に名称を変更したことによる規約の変更でございます。

以上、議案第5号について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第6、議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の26頁をお開き下さい。

議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

本案につきましては、議案第5号と同様に、2組合の名称変更による規約の改正でございます。

以上、議案第6号の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第7、議案第7号「北海道市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の27頁をお開き下さい。

議案第7号「北海道市町村総合事務組合同規約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

平成29年9月6日提出、奈井江町長。

本案につきましても、議案第6号と同様に、2組合の名称変更による規約の改正でございます。

以上、議案第7号についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 8、議案第 9 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

大変、定例会ご苦労さまでございます。

議案第 9 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、砂村博幸氏が、平成 29 年 9 月 18 日付けをもって任期満了となりますので、引き続き、砂村博幸氏を選任いたしたく地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、町議会の同意を求めるものでございます。

平成 29 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

なお、砂村氏の履歴につきましては、次頁に記載しておりますので、よろしくご審議の上、ご決定を頂きたいと思っております。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第9 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第9、議案第10号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

38頁をお開き頂きたいと思います。

議案第10号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

奈井江町教育委員会委員、佐々木 修氏が、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、後任に三原 新氏を任命致したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成29年9月13日提出、奈井江町長。

なお、三原氏の履歴につきましては、議案の次頁に記載しておりますので、よろしくご審議の上、ご決定を頂きたいと思います。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第10 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時25分)

●議長

日程第10、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することにしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 調査第1号の上程・付託

(10時27分)

●議長

日程第11、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
(調査第1号)朗読。

●議長
本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第12 調査第2号の上程・付託

●議長
日程第12、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
(調査第2号)朗読。

●議長
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 調査第3号の上程・説明・付託

●議長

日程第13、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号)朗読。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成29年奈井江町議会第3回定例会を閉会致します。

大変ご苦労さまでした。

(10時30分)